



Avaya EULA

2019年5月

AVAYA グローバルソフトウェアライセンス 条件

最終改訂：2019年5月22日

本グローバルソフトウェアライセンス条件（以下「**本ソフトウェアライセンス条件**」といいます）は、**AVAYA**を通じてライセンスが付与された専有ソフトウェアおよびサードパーティの専有ソフトウェアの使用に適用されます。本ソフトウェア（下記条項で定義されます）をインストール、ダウンロードまたは使用する前に、本ソフトウェアライセンス条件全部を注意深くお読みください。本ソフトウェアをインストール、ダウンロードまたは使用するか、第三者によるこれらの行為を許諾したお客様と、お客様が代表している会社（状況に応じて、以下「**お客様**」または「**エンドユーザー**」といいます）は、本ソフトウェアライセンス条件に同意したこととなり、この場合、お客様と **AVAYA Inc.** または該当する **AVAYA** 関連会社（以下「**AVAYA**」といいます）との間に法的拘束力を持つ契約が成立します。お客様が会社またはその他の法人を代表して本ソフトウェアライセンス条件を受諾する場合、お客様は、当該会社を本ソフトウェアライセンス条件に従わせる権限を有していることを表明するものとします。お客様がそのような権限をお持ちでない場合、または本ソフトウェアライセンス条件に従うことを希望されない場合は、本ソフトウェアライセンス条件の末尾にある「拒否する」ボタンまたはこれに相当するオプションを選択してください。

A. 定義

(i) 関連会社「**関連会社**」とは、直接または間接に、**Avaya Inc.** またはエンドユーザーを支配している会社、**Avaya Inc.** もしくはエンドユーザーが支配している会社、または **Avaya Inc.** もしくはエンドユーザーとその支配者が共通の会社を意味します。なおこの定義における「**支配**」とは、議決権付株式の所有、契約または他の手段のいずれによるかを問わない方法で、直接または間接に被支配会社の経営および方針を指揮する力を持つことを意味します。また「**支配する**」および「**支配される**」という表現は、前述の定義にあるような意味で用いられます。

(ii) 関連ドキュメント「**関連ドキュメント**」とは、さまざまな媒体で公開している製品関連情報を意味します。なおこの情報には、製品のユーザーへ通常提供している製品情報、取扱説明書、性能仕様書が含まれる場合があります。マーケティング資料は含まれません。

(iii) 本ソフトウェアとは、スタンドアロン製品またはハードウェアへのプレインストール製品、ならびにそのアップグレード版、アップデート版、パッチ版、バグフィックス版または修正版としてまたは本ソフトウェア「**本ソフトウェア**」とは、スタンドアロン製品またはハードウェアへのプレインストール製品、ならびにそのアップグレード版、アップデート版、パッチ版、バグフィックス版または修正版として **Avaya** または **Avaya** チャネルパートナーが提供する、オブジェクトコード形式のコンピュータプログラムを意味します。

B. 範囲。 本ソフトウェアライセンス条件は、**Avaya**、**Avaya** リセラー、ディストリビューター、ダイレクトパートナー、システムインテグレーター、サービスプロバイダー、または該当地域のエンドユーザーに本ソフトウェアを提供する権限を有する他のパートナー（以下「**Avaya** チャネルパートナー」と総称します）から取得した本ソフトウェアおよび／または関連ドキュメント

を、インストール、ダウンロードおよび／または使用する会社および個人に適用されます。本ソフトウェアの一部または全部は、インターネットを通じてリモートにて、ホスティングされる場合があります。またお客様による利用が可能である場合があります。お客様には、Avaya または Avaya チャンネルパートナー以外から取得した本ソフトウェアを使用する権限はありません。

本ソフトウェアライセンス条件は、(i) お客様が本ソフトウェアを Avaya から直接取得しており、本ソフトウェアの使用に適用される別の書面による契約を Avaya との間に有しており、かつ当該ソフトウェアライセンスの購入から 3 年以内に当該契約書に署名している場合、(ii) お客様が本ソフトウェアを Avaya チャンネルパートナーから取得しており、当該 Avaya チャンネルパートナーから取得した本ソフトウェアの使用に適用される別の書面による契約を Avaya との間に有しており、かつ当該ソフトウェアライセンスの購入から 3 年以内に当該契約書に署名している場合、(iii) 本ソフトウェアがシュリンクラップライセンス契約の対象物の場合、または (iv) 本ソフトウェアにサードパーティとの契約の条件が適用される場合を除いて、お客様の本ソフトウェアおよび／または関連ドキュメントの使用に適用されます。お客様が上記 (i) または (ii) に記載された別の売買契約を Avaya と結んでいる場合、当該契約と本ソフトウェアライセンス条件の相反部分には当該契約が適用されます。またシュリンクラップライセンス契約または他のサードパーティとの契約の条件が適用されるサードパーティエレメントについても、シュリンクラップライセンス契約または他のサードパーティとの契約の条件と、Avaya と結んでいる別の契約および本ソフトウェアライセンス条件との相反部分には、当該シュリンクラップライセンス契約または他のサードパーティとの契約の条件が適用されます。

C. ライセンスの付与。 Avaya は、お客様が、Avaya または Avaya チャンネルパートナーから購入し該当料金を支払った本ソフトウェアおよび関連ドキュメントを、社内業務のために所定の容量および機能の範囲内および下記に示すライセンスの種類、範囲内で、本ソフトウェアの最初のインストール場所にて使用することを許諾内容とする、非独占的かつ譲渡不能でサブライセンス不能なライセンスを付与します。本ソフトウェアライセンス条件に基づき提供されるライセンスは、永続的なものです。ただし、(i) 注文書で別途指定された場合、または (ii) ライセンスがサービスまたはサブスクリプションの一部として提供される場合はこの限りではなく、その場合には、ライセンスの付与は、注文書で指定された期間、またはサービスもしくはサブスクリプション関連ドキュメントで指定された期間に限定されます。関連ドキュメントは、関連する本ソフトウェアの許諾用途への使用に寄与する場合に限り使用できます。ノートパソコンまたは携帯電話のようなモバイルデバイス/クライアントにインストールされた本ソフトウェアは、一時的に使用する場合に限り、最初のインストール国以外の場所でも使用できます。

(i) **ライセンスの移動に関する権利。** 最初のインストール場所でのみ本ソフトウェアを使用できるという前述の制限にかかわらず、お客様は、この C 条 (i) の条件と、その時点で有効な Avaya のソフトウェアライセンスのポータビリティに関するポリシー（以下「**ライセンスポータビリティポリシー**」）といたします。なおこのポリシー情報は、ご請求に応じて提供可能です）に従うことで、所定のソフトウェアについて取得した適格使用权（以下「**RTU**」）といたします）を、ある場所から他の場所に移動することができます。

(a) お客様は、RTU の移動から 10 日以内にその旨を書面にて Avaya へ伝える必要があります。なおこの伝達事項には、移動したライセンスの数と種類、移動元と移動先サーバーの場所、RTU の移動日、および Avaya が合理的根拠に基づき求めている他の情報が含まれますが、これらに限定されません。

(b) お客様は、同一の本ソフトウェアアプリケーションをサポートする指定プロセッサまたはサーバー間でのみ RTU を移動できます。

(c) 新しいサーバーに移動する RTU の数は、当初のサーバーにおけるライセンス数より少なくなければなりません。

(d) お客様は次の事項を了承するものとします。(1) その時点で有効な Avaya のライセンスポータビリティポリシーに基づき RTU を移動する際に追加料金を請求される場合があること。

(2) Avaya が行ったものではない移動に起因するシステムエラーはメンテナンスサービスの対象とならないこと。(3) ライセンスの移動後に、本ソフトウェアが所定の方法で拡張され作動する

ようにするために必要なプログラミング、管理、設計確認、翻訳または他の措置についてはお客様の責任で行う必要があること、また移動により Avaya のシステムエンジニアリングの要請につながるか、Avaya 従業員による現地サポートが必要となった場合には、タイムアンドマテリアル基準でサポート料金が請求される場合があること。

(e) お客様のメンテナンスサービスの範囲が、移動先サーバーにある同一製品のサービス範囲と異なる場合、サービスのアップデートもしくは変更および/または別料金の支払いが必要となる場合がありますが、これに伴う料金調整は、Avaya が RTU の移動通知を受けた日から将来に向かってのみ行われます。

(f) お客様は、本条のすべての条件（本条 (a) 項が求めている通知書にて、移動先関連会社の名称と住所を通知することを含みますが、これらに限定されません）に従って移動を行うことと、当該移動先関連会社を本ソフトウェアライセンス条件に同意させることを条件として、ある関連会社から他の関連会社に RTU を移動できます。

(ii) 非商業ライセンスの付与。Avaya が非営利業務用としてお客様に配布する本ソフトウェアについては、本ソフトウェアを、単一のコンピュータ上にて試験または他の非商業用業務のみを目的として、または Avaya による別段の指定がある場合はその指定内容のみを目的として、使用することを許諾するライセンスが本ソフトウェアライセンス条件に基づき付与されます。

D. 不許複製・禁無断転載。 Avaya またはそのライセンサーは、本ソフトウェアや関連ドキュメントとこれらの修正版またはコピー版に付帯するあらゆる権原および所有権を留保します。本ソフトウェアライセンス条件に基づき明示的に付与される限定的なライセンスを除くあらゆる権利は、本ソフトウェアや関連ドキュメントとこれらの修正版もしくはコピー版に付帯する著作権、特許権、営業秘密権およびその他の知的財産権に限定されないあらゆる権利を含め、すべて Avaya またはそのライセンサーが留保します。本ソフトウェアには、Avaya、サプライヤーまたはライセンサーの営業秘密が含まれています。なおこの営業秘密には、各本ソフトウェアプログラムに固有の設計、構造およびロジックや、これらと本ソフトウェア（内外）の他の部分とのインタラクション、また使われたプログラミング技術が含まれますが、これらに限定されません。

E. 免責事項。 いかなるソフトウェアセキュリティ機能も、コンピュータ「ハッカー」やその他の第三者によってセキュリティ侵害を生み出すために使用される悪意のあるコード、有害なルーチンおよびその他のテクニックやツールに対する安全を保障するものではありません。パスワードが不正に使用されると、重大なセキュリティ上のリスクが発生します。Avaya は、3 つの異なる種類の文字を使った推測されにくいパスワードを使用し、定期的にパスワードを変更し、同じパスワードの使い回しを避けることをお勧めしています。パスワードに関する情報は機密扱いとしてください。お客様は、お客様のユーザーネーム、パスワード、アカウント、サブスクリプションの不正使用または侵害に気付いたら直ちに Avaya に通知することに同意するものとします。お客様は、お客様がご利用になっているネットワークおよびシステムが、不正な侵入や攻撃から適切に保護されていること、および、お客様のデータおよびファイルが適正なコンピューティング慣行に従って定期的にバックアップされていること、を確保する責任を負っています。

F. 本ライセンスに付帯する一般的制限。 準拠法に基づき許される範囲内で、お客様は次の項目に同意するものとします。(i) 本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバース・エンジニアリング、逆翻訳または他の方法による解読を行わないこと。(ii) 本ソフトウェアまたは関連ドキュメントについて、変更、改変、派生著作物の作成、改良、翻案または翻訳を行わないこと。(iii) Avaya から書面にて明示的に承認されていない状況で本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの販売、サブライセンス付与、賃貸、貸与、貸付、譲渡、伝送または他の移転を行わないこと（なお、これらの行為はすべて無効となります）。(iv) Avaya から書面にて明示的に承認されていない状況で、タイムシェアリングサービス、サービスビューロー、ネットワークまたはホスティングもしくはクラウドなどの他の類似媒体を用いて何らかの形式により本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの配布、開示または使用許諾を行わないこと。(v) エンドユーザーに代わりエンドユーザーを受益者として活動する Avaya の認定メンテナンスプロバイダーを除くサービスプロバイダまたは第三者が、製品のメンテナンスまたは修理に役立つソフトウェアコマンドを使用または実行することを認めないこと。(vi) Avaya の承認を得ることなく、本ソフトウェアまたはその一部分にアクセスしたり、本ソフトウェアまたはその一部分を使用したりしないこ

と。(vii) Avaya または Avaya の認定メンテナンスプロバイダー用のログイン情報を、利用可能または有効にしたり、第三者によるこれらの行為を認めたりしないこと。(viii) 本ソフトウェア上で行った試験結果を公表しないこと。(ix) 本ソフトウェアまたは関連ドキュメントに含まれている営業秘密を、第三者に開示または利用可能にしないこと。(x) 本ソフトウェアライセンス条件によって明示的に認められたものではない仮想環境において本ソフトウェアを使用しないこと。(xi) 第三者による前述のいずれかの行為を認めたり奨励したりしないこと。

エンドユーザーは、本ソフトウェアまたは関連ドキュメントを利用する必要がある授権従業員、代理人または代表者以外の者による本ソフトウェアまたは関連ドキュメントへのアクセスを認めないことについて同意するものとします。エンドユーザーは、本ソフトウェアまたは関連ドキュメントへのアクセス権を付与する第三者に対し、本ソフトウェアライセンス条件を通知することと、当該第三者に対し本ソフトウェアライセンス条件の遵守を義務付けることについて同意するものとします。エンドユーザーは、エンドユーザーおよび権限を付与した第三者による本ソフトウェアライセンス条件への違反について責任を負うとともに、本条に反する行為により Avaya が負担したすべての損害、損失、費用および経費（弁護士報酬や訴訟費用を含みます）を Avaya に賠償するものとします。

G. 財産権表示。 お客様は、本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの許可を受けたコピー上に、Avaya および/または Avaya のサプライヤーのすべての財産権表示および/またはロゴを、同じ形態で同じ表示位置において維持することに同意するものとします。

H. バックアップ用コピー。 エンドユーザーは、本ソフトウェアおよび関連ドキュメントのバックアップ用コピーを、合理的な数だけ作成できます。

I. アップグレード。 エンドユーザーは、本ソフトウェアのオリジナル版の有効なライセンスを保有しており、アップグレード版のライセンス料および/もしくはメンテナンス料を Avaya または Avaya チャンネルパートナーに支払った場合に限り、本ソフトウェアのアップグレード版を使用できます。

J. 保証。 保証については、本ソフトウェアやその媒体を対象とする限定保証の詳細と、当該保証の手続き、対象外項目および放棄に関する情報が記載されている、Avaya のエンドユーザー向けグローバル保証ポリシー（掲載サイト：<http://support.avaya.com>、または Avaya が指定する後継サイト）をご覧ください。AVAYA およびそのサプライヤーのいずれも、セキュリティに対する脅威およびセキュリティ面での脆弱性が検知されること、またはソフトウェアがエンドユーザーのネットワークもしくは特定のネットワーク要素を侵入やその他のセキュリティ違反から安全に保つことを明示的または黙示的に保証しないものとします。なお、米国またはカナダ以外で Avaya チャンネルパートナーから本ソフトウェアを購入されるお客様には、Avaya ではなく、Avaya チャンネルパートナーが保証を提供します。

K. 遵守状況の確認。 本ソフトウェアを提供した Avaya および Avaya チャンネルパートナーは、エンドユーザーによる本ソフトウェアライセンス条件の遵守状況（使用度合いを含みますが、これに限定されません）を確認するため、(i) 随時リモートポーリングまたは他の合理的な電子的手段により、および (ii) 通常の営業時間中に合理的な通知をもって、エンドユーザーの帳簿、記録および計算書類を直接検査および/または監査する権利を有します。前述の検査または監査により、本ソフトウェアライセンス条件に反する行為が発覚した場合、エンドユーザーは、該当するライセンス料を速やかに Avaya へ支払う必要があります。なおこの場合でも Avaya は、本ライセンスソフトウェア条件を終了させる権利を失いません。エンドユーザーは、本ソフトウェアの場所に関する最新の記録を維持することについて同意するものとします。

L. ライセンスの終了。ライセンスの失効/満了とその効果。 お客様が本ソフトウェアライセンス条件に違反し、当該違反の是正を求める Avaya の通知書から 10 営業日以内に当該違反をすべて是正しなかった場合、Avaya は、コモンローまたは衡平法に基づき Avaya が行使できるすべての権利および救済請求権を留保したまま、本ソフトウェアライセンス条件に基づき付与したライセンスを直ちに失効させることができます。ライセンスが終了または満了した場合、その理由を問わず、お客様は、保有または管理しているすべての本ソフトウェアおよび関連資料のコピーを直ちに破棄し、Avaya から要求があれば、当該破棄を書面で証明しなければなりません。秘密保持義務、営業秘密および専有権の保護、ライセンスに付帯する制限、輸出規制、責任の制限およ

び免責、限定保証、ならびにその性質上本ライセンス条件終了後も存続させるべき他の条項の効力は、本ソフトウェアライセンス条件の終了または満了後も存続します。

M. ライセンスの種類。 Avaya は、下記 N 条にライセンスの範囲が詳述されている旧ノーテルソフトウェアを除いて、お客様に対し下記の種類のライセンスを付与します。注文書に明示的にライセンスタイプが指定されていない場合は、下記 M(i)1 または 2 条の規定に基づき、適用可能なライセンスは指定システムライセンスとなります。ライセンスの数と、ライセンス対象性能の単位は、該当の関連ドキュメントまたはお客様に提供されるその他の資料に別途明記されていない限り、1 とします。「指定プロセッサ」とは、ソフトウェアを実行するための CPU コアやデジタル信号処理 (DSP) コアなどの単体のスタンドアロンコンピューティングデバイスを意味します。「サーバー」とは、複数のユーザーが利用するソフトウェアアプリケーションをホストする (物理的または仮想的な) 指定プロセッサを意味します。「インスタンス」とは、(i) 1 台の物理マシンにおいて、または (ii) 1 台のソフトウェア展開済み仮想マシンまたはこれに類するデプロイメントにおいて、特定の時間に実行される本ソフトウェアの単一のコピーを意味します。「クラスタ」とは、単一のシステムとして機能する、サーバーのグループとその他のリソースを意味します。

(i) **指定システムライセンス (DS)。** エンドユーザーがインストールおよび使用できる本ソフトウェアの各コピーまたはインスタンス件数は 1) 注文書に明示される指定プロセッサ数、または 2) 注文書やドキュメントに明示されるか Avaya によって書面で承認されるソフトウェアのインスタンス数を上限とします。Avaya は、注文書に明記されている指定プロセッサの識別に必要な、種類、シリアル番号、機能キー、インスタンス、場所または他の固有情報の提供をお客様にお願いする場合があります。または、Avaya がこの目的のために指定する電子的手段により、エンドユーザーが前述の情報を Avaya に提供するように依頼する場合があります。

(ii) **同時ユーザーライセンス (CU)。** エンドユーザーは、許諾された、同時に本ソフトウェアにアクセスし本ソフトウェアを使用することができるユニットの数を上限として、複数の指定プロセッサまたは 1 台以上のサーバーに本ソフトウェアをインストールして使用することができます。「ユニット」とは、Avaya が単独の裁量でライセンス料設定の基礎とする単位を意味します。なおユニットには、エージェント、ポートもしくはユーザー、個人もしくは職務名義 (ウェブマスター、ヘルプデスクなど) の電子メールもしくはボイスメールアカウント、または本ソフトウェアで使用する管理データベースにおいて特定のユーザーと本ソフトウェアのインターフェイスとなるディレクトリエントリが含まれますが、これらに限定されません。ユニットは、認識されている特定のサーバーまたは本ソフトウェアのインスタンスにリンクすることができます。

(iii) **クラスタライセンス (CL) :** エンドユーザーは、注文書に記載されているクラスタ数までしかソフトウェアの各コピーまたはインスタンスをインストールおよび使用できません。記載がない場合、既定では 1 つのクラスタとなります。

(iv) **エンタープライズライセンス (EN) :** エンドユーザーは、注文書または Avaya により承認された書面に記載されたソフトウェアのインスタンスに限り、企業全体で無制限に、ソフトウェアの各コピーまたはインスタンスをインストールおよび使用できます。

(v) **指定ユーザーライセンス (NU) :** お客様は、(i) 承認された指定ユーザー (以下に定義) あたり単一の指定プロセッサもしくはサーバー上に本ソフトウェアのコピーもしくはインスタンスをインストールして使用する、または (ii) 承認された指定ユーザーのみが本ソフトウェアにアクセスして使用する場合に限り、サーバー上に本ソフトウェアのコピーもしくはインスタンスをインストールして使用することができます。「指定ユーザー」とは、Avaya が本ソフトウェアへアクセスし本ソフトウェアを使用することを明示的に認めたユーザーまたはデバイスを意味します。なお、Avaya の単独の裁量により、「指定ユーザー」は、特定の情報によって指定される場合があります。かかる情報の例として、氏名、職務名 (ウェブマスター、ヘルプデスクなど)、個人や職務名の電子メールもしくはボイスメールアカウント名、または特定のユーザーと本ソフトウェアのインターフェイスとなる、本ソフトウェアで使用される管理データベース内のディレクトリエントリ名が挙げられますが、これらに限定されません。

(vi) **シュリンクラップライセンス (SR) :** お客様は、本ソフトウェアに付属するか適用される「シュリンクラップ」または「クリックスルー」ライセンス (以下「シュリンクラップライセ

ンス」といいます)といった使用許諾契約の条件に従い、本ソフトウェアをインストールして使用することができます。

(vii) **トランザクションライセンス (TR)** : エンドユーザーは本ソフトウェアを指定された期間中に指定されたトランザクション数まで使用できます。「トランザクション」とは Avaya が自己の裁量で、ライセンスの価格設定の基礎とするユニットを意味し、本ソフトウェアの使用、アクセス、インタラクション (クライアント/サーバー間もしくはカスタマー/組織間)、または特定の期間内(例えば、時間ごと、日ごと、月ごと)における本ソフトウェアの操作によって測定されることが可能ですが、これらに限定されません。トランザクションの例には、すべてのあいさつの再生/メッセージ待機の有効化、すべてのパーソナライズされたプロモーション (任意のチャンネル)、すべてのコールバック操作、すべてのライブエージェントまたはすべての Web チャットのセッション、すべての通話のルーティングまたはリダイレクト (任意のチャンネル) が含まれますが、これらに限定されません。エンドユーザーは Avaya の事前の同意と追加料金の支払いなしに、指定されたトランザクション数を超えることはできません。

N. 旧ノーテルソフトウェア。「旧ノーテルソフトウェア」とは、2009 年 12 月の Nortel Enterprise Solutions Business の事業譲渡の一環として Avaya が取得した本ソフトウェアを意味します。旧ノーテルソフトウェアとは、<http://support.avaya.com/LicenseInfo> の「旧ノーテル製品」リンク (または Avaya が指定する後継サイト) に掲載される旧ノーテル製品リストに含まれる本ソフトウェアを指します。Avaya は、旧ノーテルソフトウェアに関して、承認されたアクティベーションまたは承認された使用レベルの範囲内において、ドキュメントに記載された目的のために、および組み込まれた状態のまま Avaya 機器で実行するか当該機器と通信を行う目的に限り、ここに記載の旧ノーテルソフトウェアを利用するライセンスをお客様に付与します。旧ノーテルソフトウェアの料金は、注文書または請求書に記述される承認されたアクティベーションまたは使用の範囲に基づく料金となる場合があります。

O. サードパーティ コンポーネント。 本ソフトウェアに含まれるソフトウェアプログラムまたはその一部分には、本ソフトウェアの特定の部分の使用権に関する条件を含んでいるサードパーティとの契約 (以下「サードパーティとの契約の条件」といいます) に基づいて配布されるソフトウェア (オープンソースソフトウェアを含めて、以下「サードパーティコンポーネント」といいます) が含まれる場合があります。必要に応じて、配布された Linux OS ソースコード (Linux OS ソースコードを配布した製品) に関する情報については、またサードパーティコンポーネントの著作権所有者および適用されるサードパーティとの契約の条件を特定するには、当該製品、ドキュメント、Avaya の Web サイト (<http://support.avaya.com/Copyright>) または Avaya が指定する後継サイトをご覧ください。サードパーティとの契約条件として提供されるオープンソースソフトウェアライセンス条件は、本ソフトウェアライセンス条件で付与されているライセンス権と矛盾せず、オープンソースソフトウェアの修正や配布など、お客様の利益となるその他の利益も含まれる場合があります。サードパーティとの契約条件は、本ソフトウェアライセンス条件が、適用されるサードパーティとの契約条件よりも厳しい制約を課している範囲内において、適用されるサードパーティコンポーネントについてのみ、本ソフトウェアライセンス条件に優先するものとします。

P. 責任の制限。 人身傷害に対する責任または故意の違法行為に伴う責任を除き、かつ適用法に基づき許容される範囲で、本ソフトウェアライセンス条項に起因して生じた何らかの (i) 付随的、特別、懲罰的、法定、間接的、もしくは派生的な損害、(ii) 利益もしくは収益の逸失、データの喪失もしくは破損、不正使用、もしくは代替品、代替品もしくは代替履行に要する費用、または (iii) 直接損害を賠償すべき旨の請求が申し立てられた場合、AVAYA、AVAYA 関連会社、これらのライセンサーもしくはサプライヤーまたは各社の取締役、役員、従業員もしくは代理人は、いずれも、当該請求が申し立てられた日から過去 12 ヶ月の間に当該請求の原因となった本ソフトウェアの対価として支払われた金額を超えるものについては、その責任を負いません。お客様がこのような損害の発生可能性を知らされていた場合、その他知るに足る理由がある場合、または現に知っていた場合にかかわらず、また限定的な救済措置ではその不可欠な目的が達せられない場合であっても、本条に定めるこれらの責任制限は、損害の原因を問わず、契約違反、不法行為責任 (過失責任が含まれますが、これに限定されません) またはその他のあらゆる法理に基づく賠償責任に適用されます。

Q.本ソフトウェア、SDK、関連ドキュメントの保護。 エンドユーザーは、本ソフトウェア、SDK、および関連ドキュメントが、Avaya およびそのサプライヤーの秘密情報であり、Avaya およびそのサプライヤーの営業秘密を含むものであることを了承するものとします。エンドユーザーは、少なくとも自己の秘密情報を保護するために用いているのと同程度以上の注意を払って、本ソフトウェア、SDK、および関連ドキュメントの秘密性を常に厳格に保持し、Avaya およびそのサプライヤーの営業秘密を保護するうえで合理的な安全措置を講じることについて同意するものとします。

R.プライバシー。 本ソフトウェアをダウンロードまたは利用する場合、Avaya は、お客様、お客様のネットワークおよびお客様のデバイスに関する特定のデータ（例えば、電子メールアドレス、電話内線番号、デバイス ID、IP アドレス、位置情報など）の処理を行う場合があります。Avaya は、お客様のデータを秘密裏に取り扱うとともに、本ソフトウェアライセンス条項の実施および本ソフトウェアライセンス条項の遵守確保に必要な範囲においてのみ、お客様のデータを使用します。これらのデータが個人を特定するものである場合、またはこれらのデータを個人の特定に用いる場合（「個人データ」）、このような個人データについては、通常、Avaya グループ関連会社が引き続き保持するものとし、上記目的のために必要な場合に限り第三者に送信されません。このような場合、Avaya は、適用されるすべてのデータ保護要件（とりわけ、国際的なデータ転送に関する要件）を満たすようにします。Avaya 関連会社については、下記の Avaya ウェブサイトで公開している Avaya の拘束的企業準則を通じて上記のプライバシー確保を行い、第三者に対して国際的なデータ転送を行う場合は、欧州委員会が採択した標準データ保護条項またはその他適切な保護条項を通じて上記のプライバシー確保を行います。お客様のデータは、上記の目的を達成するために必要な期間内のみ、または法定の保持期間としてより長期の保管期間が求められている場合は、当該長期の期間内のみ保管されます。各データ主体は、自らの個人データにアクセスし、その訂正または削除を求める権利を有するとともに、自らの個人データの処理を制限するよう要求できます。各データ主体は、法定の各要件に従ったデータポータビリティ権を有するほか、管轄の監督機関に対して苦情を申し立てる権利を有します。データ主体の権利に関する詳細について、または Avaya による個人データの処理に関する質問がある場合は、関連ドキュメントおよび Avaya のグローバルプライバシーに関するウェブサイト (<https://www.avaya.com/en/privacy/website/>) をご覧ください。

S.リスクの高い活動。 本ソフトウェアは、耐障害性 (fault-tolerant) のないソフトウェアで、ソフトウェアの不具合により死亡事故、人身傷害または深刻な物損事故運用が生じる可能性があるためフェイルセーフ機能 (fail-safe performance) の搭載が不可欠な環境での使用（以下「リスクの高い活動」といいます）を想定して設計または製造されていません。前述の環境には、特に、核物質、化学物質、生物学的物質もしくは対象の危険物質の存在する施設の管理、航空機の巡航、通信および管制と関係のある施設、ならびに医療施設の生命サポートシステムなどが含まれます。なお本ソフトウェアをリスクの高い活動に使用することに伴うリスクはエンドユーザーが引き受けることとなります。

T.輸入 / 輸出規制。 エンドユーザーは、本ソフトウェアが米国で開発され、米国輸出管理規則（「EAR」）の適用を受けるソフトウェアであることに留意するものとします。なお本ソフトウェアには、適用になる現地国の輸入 / 輸出法規も適用されます。米国、日本および/または他国の準拠法規に反する移転は禁止されます。お客様は、米国、日本および/または他国の準拠法規に反する国（米国政府が通商を禁止している国を含みますが、これに限定されません）もしくはエンドユーザーへまたは当該国もしくはエンドユーザーによる使用のために、直接または間接に本ソフトウェアを輸出、再輸出、輸入、ダウンロードまたは送信しないことについて同意するものとします。お客様は、いかなる政府機関もエンドユーザーに対して制裁を課したことがなく、またエンドユーザーの輸入 / 輸出に関する権利を停止したことも、取り消したことも、拒絶したこともないことを表明するものとします。お客様は、米国政府や該当する現地の政府から、法律にもとづいてまたは特別の書面によって承認されない限り、本ソフトウェアを核兵器、化学兵器、生物兵器またはミサイル技術に関連して使用または移転しないことについて同意するものとします。さらに、お客様は、本ソフトウェアには、米国 BIS および該当する国の政府機関によって発行されるライセンスなしには、政府または軍事関連のエンドユーザーに対する輸出をすることができない、暗号化アルゴリズムまたはソースコードが含まれている場合があることを承諾します。

U.米国 政府がエンドユーザーである場合。 48 CFR FAR 12.212 または DFAR 227.7202の規定に基づいて、本ソフトウェアは、「商業用コンピュータソフトウェア」に分類され、関連ドキュメントは、「商業用コンピュータソフトウェア関連文書」もしくは「商業品」に分類されます。米国政府による本ソフトウェアまたは関連ドキュメントの使用、修正、複製、公表、実行、展示または開示は、本ソフトウェアライセンス条件の条項にのみ準拠するものとし、本ソフトウェアライセンス条件で明確に許諾されていないかぎり禁止され、政府による本ソフトウェアおよび/または関連ドキュメントの利用は、当該分類および本ソフトウェアライセンス条件に対する合意を構成します。

V.承諾。 エンドユーザーは、特定の本ソフトウェアには次の内容のプログラミングが含まれていることを了承するものとします。(i) エンドユーザーが特定の機能、機能性または性能に関するライセンスの支払いを行うことを条件として、当該機能、機能性または性能へのアクセスを制限、限定または無効にするプログラム。(ii) 本ソフトウェアの使用によって生成され、該当ストレージに保存されるデータについて、当該データが代替ストレージ媒体にバックアップされない場合、一定期間経過後、定期的に削除またはアーカイブするプログラム。(iii) Avaya が製品パフォーマンスと機能性の向上に使用するユーザーの集計データを収集および生成するために、サードパーティ分析サービスを利用するプログラム。Google アナリティクスの詳細については、次のウェブサイト：<http://www.google.com/policies/privacy/partners/>（または Google が指定する後継サイト）をご覧ください。お客様は、本ソフトウェアライセンス条件および本ソフトウェア、サービスまたはサブスクリプションの継続利用に同意することにより、当該データを分析するために当該分析サービスを使用することに同意します。

W.その他。 本ソフトウェアライセンス条件、および本ソフトウェアライセンス条件に起因もしくは関連する紛争、請求もしくは論争（本ソフトウェアライセンス条件の締結、解釈、違反もしくは終了を含みますが、これに限定されません。以下「紛争」といいます）、または紛争が本ソフトウェアライセンス条件に基づく仲裁の対象となるか否かに関する問題については、ニューヨーク州法に準拠します。ただし、抵触法に関する原則および国際物品売買契約に関する国連条約は適用されません。

紛争は、以下の規定に従って解決されるものとします。紛争を提起する当事者は、相手方当事者に書面による紛争の通知を行うものとします。両当事者は、紛争解決の権限を有する両当事者の指定代表者間の協議によって、紛争通知の送達から 30 日以内、または両当事者が合意した 30 日を超える期間内に当該紛争を解決するために誠実に努力するものとします。米国以外の場所で生じた紛争、または米国以外の場所でなされたと主張されている違反に基づく紛争が、前述の手続きに基づき前述の期間内に解決できない場合、当該紛争は、いずれかの当事者の要求に基づき、拘束力を有する最終的な仲裁手続により確定的に解決されます。当該仲裁手続は、両当事者が選任する 1 名の仲裁人、または（合意できない場合は）国際商業会議所の（その時点の）会長が選任する 1 名の仲裁人により国際商業会議所の仲裁規則に従って実施されます。ただし、すべての請求（交差請求と反訴を含みます）が提起された時点で、いずれかの当事者による他のいずれかまたはすべての当事者に対する請求、交差請求および反訴の総額が 100 万米ドルを超える場合、仲裁手続は、国際商業会議所の仲裁規則に従って選任された 3 名の仲裁人から成る仲裁委員会により、国際商業会議所の仲裁規則に従って実施されます。仲裁は、両当事者が合意する場所、または（合意できない場合は）仲裁人が命令する場所において英語により実施されます。仲裁人は、本ソフトウェアライセンス条件の制限の範囲内で補填的損害賠償を命じる権限のみを有し、懲罰的損害賠償を命じることはできません。仲裁人は、本ソフトウェアライセンス条件を制限、拡大または他の方法で変更する権限を有しません。仲裁人による判決は最終的なものであり、両当事者に対して拘束力を有します。また、仲裁人による判決は、両当事者または両当事者の資産に対する管轄権を有する裁判所に登録することができます。両当事者は、仲裁人への報酬を均等に分担しますが、各自の弁護士への報酬や仲裁に関連するその他の費用については各当事者の負担とします。両当事者、その代表者、他の参加者および仲裁人は、法が認める最大の範囲で、仲裁の存在、内容および結果を極秘に保つものとします。適用法を遵守するために、仲裁の存在、内容および結果を開示する必要がある場合、開示の範囲は制限されるものとします。例えば、適用法により仲裁の裁定額の開示のみが義務付けられる場合、裁定額の基礎となる見解や論理的根拠を開示することはできません。

一方の当事者による相手方に対する紛争が米国で生じたか、米国でなされたと主張されている違反に基づく場合において、当該紛争が前述の手続きに基づき前述の期間内に解決できないときは、いずれの当事者も、ニューヨーク州ニューヨーク郡第一審裁判所、またはニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所においてのみ訴訟または法的手続を提起することができます。米国以外の場所で生じた紛争、または米国以外の場所でなされたと主張されている違反に基づく紛争の仲裁に関して、上記に別段の定めがある場合を除き、本ソフトウェアライセンス条件の各当事者は、あらゆる訴訟および手続きの目的上、前述の裁判所（それぞれの控訴裁判所を含みます）の専属的管轄権に同意するものとします。

本項の仲裁に関する規定は、差止命令または衡平法に基づく他の命令をもってその遵守を強制できることと、そのような命令を得るために何らかの保証金または担保が必要となることはないことについて、両当事者は同意するものとします。本項のいかなる規定も、いずれかの当事者が、いずれかの時点で、自己の権利（仲裁に係属中の権利を含みます）を保護するために、管轄裁判所に仮の救済手段を求めることを妨げるものとは解釈されません。仮の救済手段には、暫定的禁止命令および仮差止命令が含まれますが、これに限定されません。Avaya は、前記に加えて、かつ前記に左右されず、いかなる時点でも、Avaya の知的財産およびその秘密情報または専有情報（営業秘密を含みますが、これに限りません）を保護するために、管轄裁判所から即時差止命令による救済を求めることを含め、必要な法的措置を講じる権利を有するものとします。

本ソフトウェアライセンス条件のある条項が、履行不能または無効と判断された場合でも、本ソフトウェアライセンス条件全体は履行不能または無効なものとはならず、当該条項は、準拠法の範囲内で当該条項の制定目的が最大限達成できるような条項に変更され解釈されます。本ソフトウェアライセンス条件に基づく権利を主張しないこと（違反時における本ソフトウェアライセンス条件を終了させる権利を含みますが、これに限りません）は、本ソフトウェアライセンス条件に基づいて本ソフトウェアライセンス条件のあらゆる規定について強制する権利を放棄したとはみなされません。本ソフトウェアの移動により何らかの税金または料金（源泉徴収税、各種料金、本ソフトウェアの輸入および輸出に伴うその他の関税などを含みます）が課される場合、当該税金や他の料金は、お客様が単独で負担し、支払うこととなります。